

総務・人事、支払調書作成業務担当者必聴!!

マイナンバー制度対応 実務セミナー



本年10月からのマイナンバー通知、来年1月からの利用開始を控え、企業におけるマイナンバーへの対応が急務となっております。個人番号の収集や厳格な管理運用に対応できるよう、マイナンバー制度への具体的な実務対応についてのセミナーを下記のとおり開催いたします。

開催要領

日時 平成27年7月2日(木) 13:30~16:00

場所 山形グランドホテル 参加料 無料

(山形市本町1-7-42 TEL.641-2611)

申込 裏面参加申込書に必要事項をご記入のうえ山形商工会議所 総務課 宛にファックス(622-4668)にてお申し込みください。

定員 150名 (山形商工会議所会員限定/先着順)

セミナースケジュール

13:30~15:00 マイナンバーでの安全管理編

講師：(株)YACコンサルティング 代表取締役社長 矢川孝次郎氏

本年10月からのマイナンバー通知を控え、マイナンバー制度への対応として具体的に何を準備し、どのようなルールを作るべきなのかについて解説いたします。マイナンバー対策に不安な方はぜひご受講ください。

15:15~16:00 マイナンバー収集・保管業務実演編

講師：(株)オービックビジネスコンサルタント

マイナンバーの影響は税や社会保険にかかわる業務に留まらず、不正な個人番号の取得や利用が発生しないよう、マイナンバーの収集・保管に対するリスク対応がきわめて重要になります。実際に企業が行うマイナンバー収集・保管の業務やリスク対応を中心に、実演を通じて解説いたします。総務・人事・支払調書作成業務ご担当者はぜひご受講ください。

■お申し込み・お問い合わせは

山形商工会議所 総務課 TEL.023-622-4666 FAX.023-622-4668

〒990-8501 山形市七日町3-1-9 E-mail: soumu@yamagata-cci.or.jp

マイナンバー(社会保障・税番号)とは?

マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民が持つ12桁の番号のことです。平成27年10月から通知が始まり、平成28年1月より運用が開始されます。

マイナンバーは、社会保障や税、災害対策の分野における行政手続きに必要になります。民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して行政機関などに提出する必要があります。制度開始に向けた準備が必要となりますので、早めの対応をお勧めいたします。

3つのメリット

メリット1

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、より正確に行われるようになります。

メリット2

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

メリット3

公平・公正な社会の実現

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

----- 必要事項をご記入のうえ、切りとらずにFAXにてお申し込みください FAX.622-4668 -----

山形商工会議所 主催 「マイナンバー制度対応実務セミナー」参加申込書 (平成27年7月2日(木)開催)

事業所名			
住所			
T E L		F A X	
役職・ご氏名			

※ご記入いただいた内容は、本セミナーの受講者把握および商工会議所からの連絡・情報提供のみに使用し、それ以外には使用いたしません